



日和坂

ひよりざか

2015. 4
vol. 45

山口俊一 情報通信技術(IT)政府担当大臣 函館視察

日付：平成27年3月7日（土）

場所：高橋病院

公立はこだて未来大学

花びしホテル

株式会社東和電機製作所

【当病院視察にて】

平成27年3月7日、山口国務大臣（情報通信技術(IT)政策担当大臣）をはじめ、内閣官房IT総合戦略室、まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務相、経済産業省ほか総勢20名ほどが、来院されました。

理事長の高橋から地域包括ケアシステムの構築に向けた当院のさまざまな取り組みを紹介させていただきました。

当院ではスマートフォン等のIT機器を使用し高齢者等の生活を支える、医療・介護・生活支援一体型ソフト「ばるな」を開発。その他、デジタルペンや医療情報連携システムの運用等を視察され、実際に運用している機器を手にとって体感していただきました。

超高齢化や人材不足に対し、地域包括ケアシステム構築が必要とされる中、こういったITを利用したシステムの必要性や今後の課題などのディスカッションもされ、大変、有意義なお時間となりました。

この様子は、首相官邸ホームページ「地方創生利活用推進会議」にその概要も掲載されております。



高橋理事長の話に耳を傾ける山口国務大臣



デジタルペンを使って記入する山口国務大臣



視察状況

国民健康保険の豆知識

病気やけがをしたとき、医療機関へ受診できるように、基本的には全ての方が医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入しているか、生活保護を受給している以外の方は国保（国民健康保険）に加入します。お店などを経営している自営業の方、農業や漁業などの方、退職して職場の健康保険をやめた方、パートやアルバイトなどをしていて職場の健康保険に加入していない方、3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方（医療滞在ビザで入国した人などは除く）、などは国保に加入することになります。

他の市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険に加入していない場合）、子供が生まれたとき、生活保護を受給しなくなったときも国保の加入が必要になります。

逆に、他の市区町村へ転出したとき、職場の健康保険などに加入したとき、死亡したとき、生活保護を受給したとき、後期高齢者医療の対象になったときは 国保をやめなければなりません。

国保に加入するときや、やめるとき、その他住所や世帯員に異動があったときは、必ず担当窓口への届け出が必要になります。必要な書類については市区町村へ電話にて確認してください。加入の届け出が遅れても、保険料は届け出をした日ではなく資格を得た月まで遡っての納入になります。尚、国保では世帯ごと加入し世帯主がまとめて届け出や保険料の納付などを行います。尚、世帯の一人づつが被保険者となります。保険証は一人に一枚になり国保に加入している証明書になりますので大切に保管し、紛失したり破損した場合、世帯に異動などがあった場合は届け出をし 再交付の手続きが必要です。70歳以上75歳未満の方については保険証とは別に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。70歳になる誕生日翌日から対象になりますが1日が誕生日の方はその月から対象になり、医療機関を受診する時はこの受給者証と保険証をあわせて窓口へ提示することになります。

○国保で受けられる給付について

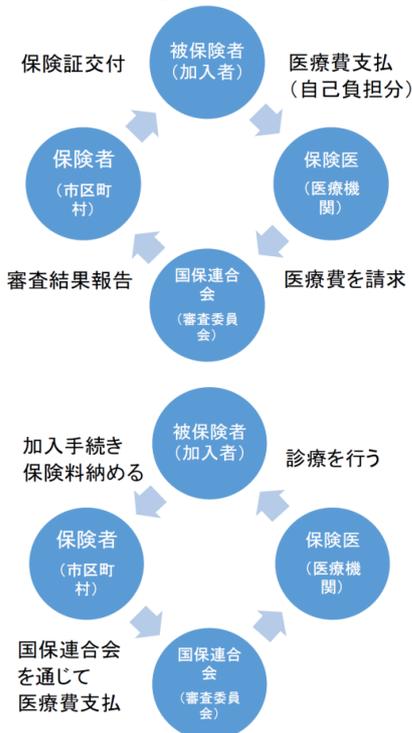
医療機関受診時、保険証を提示すれば診療、治療、薬や注射などの処置、入院(食事代別途)、在宅療養、等医療費の一部の負担で医療がうけることができます。

- 義務教育就学後70歳未満 ~ 3割
- 70歳以上75歳未満 ~ 1割~3割
- 昭和19年4月1日以前生まれ(1割)
- 昭和19年4月2日生まれ以降(2割)
- 現役並み所得者(3割)



○医療費の限度額について

同じ方が同月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、外来・入院ともに「限度額適用認定証」を提示した場合は個人単位で一医療機関での支払が 限度額までとなります。尚、限度額は所得区分によって異なりますので市区町村の窓口への交付申請が必要となります。



上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000) × 1%
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	24,600円

※平成27年1月以降の自己負担額について（自己負担限度額と所得区分が一部変更予定）

所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	140,100円
所得600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	93,000円
所得210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	44,400円
所得210万円以下	57,600円
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円
過去12か月間に高額医療の支給が4回以上あった場合	24,600円

あなたの肺は大丈夫？ 教えます、肺年齢と若返りのコツ

みなさんはCOPD（慢性閉塞性肺疾患）という肺の病気を聞いたことがありますか？別名「タバコ病」とも言われており、タバコの煙を吸い込むことによって肺の組織が壊れ、慢性的な炎症をおこす進行性の病気です。主な症状は、「運動したときの息切れ」「長く続く咳や痰」などがあります。近年ではCOPDによる死亡者数も増えてきており、2020年には世界の死亡原因の第3位に上昇すると予想されています。この病気は発見されるのが早ければ早いほど、薬や酸素投与による治療、リハビリや栄養管理の徹底で病態の悪化を遅くすることが出来ると言われていています。しかし、現状ではCOPDという病気について知っている方が少なく、あまり認知されていません。

当院では、呼吸器内科の医師と、理学療法士・栄養士が主体となり、H21年度から毎年「呼吸健康教室」を開催しています。「肺年齢」と「若返りのコツ」という言葉をキーワードに、一人でも多くの方にCOPDという病気を知ってもらい、治療や運動・栄養の大切さについて理解していただくことを目的としています。

10月18日にて6回目の開催となった呼吸健康教室は45名の一般の方々が参加され、当院の呼吸器内科の医師である吉田先生に肺の病気（主にCOPD）について分かりやすいお話しをしていただきました。また、肺年齢の測定や理学療法士による長い呼吸体操の指導、栄養士によるCOPDの方に適した栄養の摂りかたのアドバイスを行いました。

肺年齢とは、肺がどのくらい老化しているかを示す指標で、ハイチェッカーという簡単な器機を使って測定し、その年齢をもとに自分の肺の状態を知ることができます。



吉田先生による肺の病気についてのお話

10月18日に参加された方々も、タバコを吸っている（または吸っていた）方では、肺年齢が実際の年齢よりも高い方が多い印象でした。また、健康状態や生活習慣の違いによっても肺年齢に差が出るようでした。

終了後のアンケートでは、「肺について関心が深まった」「今までは糖尿病だけを気にしていたが、COPDに正面から向き合う必要性を痛感した」など、COPDについての理解が深まったとの声が多く聞かれました。また、二年連続で参加されていた方もおり、「大変勉強になった」「来て良かった、また参加したい」「今後もこのような催しを続けてほしい」と、多くの方に満足していただけた結果となりました。

今回参加された方の中には、タバコを吸っている家族がいる方や、COPDとの診断がついていて病気について知るために来られた方、運動時に息切れがするようになった方など、肺（呼吸）について何かしら不安を抱えた方が多く見受けられました。そういった方々に対し、COPDについて理解を深めていただけたことで、早期発見や運動習慣の獲得、効率の良い栄養のとりかたを意識するきっかけになればと思います。現在でも、隠れCOPD（COPDという病気を持っていても、その治療を受けていない人）は、全国に約500万人いると言われており、今後も徐々に増えていく傾向にあります。一人でも多くの方にCOPDという病気やその対策を知ってもらうため、これからも継続して呼吸健康教室を開催していきたいと思っています。



ハイチェッカーでの肺年齢の測定



理学療法士の長い呼吸体操

受付コンシェルジュが配置されました

顧客サポートセンターひまわり

平成26年10月1日（水）より、入口正面の総合受付内に“案内係”として『受付コンシェルジュ』を配置しております。

外来への診察やリハビリに通院される患者さまだけでなく、お見舞いに来られたご家族やご友人、医療関係業者さま、その他来院される皆さまが不安なくスムーズにご利用いただけるようサポート致します。

お見舞いたいんだけど、どこに行けばいいの？ 食堂とか売店はあるの？ などなど、お気軽にお声掛けください。

☆ご案内時間 8：45～11：00（月～金）

☆ 内容 新患・来客案内
各種問診表記入補佐
（新患受付、各種予防接種など）
その他のサポート
（気軽にお問い合わせ下さい）

**私たちがコンシェルジュです。
ご用の際は、お気軽に声をおかけ下さい。**

編集部からのお知らせ



- 次回の『日和坂』は7月発行予定です。
- 『日和坂』につきましてご不明な点などございましたら
お気軽にお問い合わせ下さい。

0138-23-7221 平手(総務管理課)まで

高橋病院の基本理念

地域住民に愛される、信頼される病院

高橋病院の方針

- 一、生活を支えるリハビリテーション医療を提供いたします。
- 一、チームワークのとれた魅力ある職場をつくります。
- 一、思いやりとおもてなしの心をもったサービスを提供いたします。
- 一、地域に根ざした連携文化を育みます。



患者様の権利

1. 適切な医療とケアを受ける権利
2. 人格を尊重される権利
3. プライバシーを尊重される権利
4. 医療上の情報、説明を受ける権利
5. 自己決定の権利
6. セカンドオピニオンを求める権利